

侍所考

— 初期鎌倉幕府政治の一考察 —

茨木一成

はじめに

鎌倉幕府の成立については、古くから種々説かれていたが、拳兵より征夷大將軍宣下にいたる間は、幕府成立の一つの長い過程であつた。その間におこつた諸種の政治的現象は、そのまま幕府成立に関する一つの要素となつたのである。極言すれば頼朝在世中それ自体が幕府の成立であるともいえよう。普通頼朝在世中の幕府政治を將軍独裁政治と称している。一口に將軍独裁政治と片付けてしまえばそれまでのことだが、それでは將軍独裁政治と呼ばれるものの構成要素——つまりそのよつて立つ足場は何におかれていたのだらうか。それは側近職員と称された京下人の一群に片足を、他は御家人統制を根本職務とする侍所におかれていたと私は考えるのである。本稿においては紙数の都合上前者にふれず、後者——侍所をとりあげ、頼朝在世中（幕府初期）における性格を、その系譜・機能の面から追

一、侍所の系譜

「去る平治元年十二月、父左馬頭義朝が謀叛に依て、年十四歳と申し永暦元年三月廿三日、伊豆国蛭島へ」（平家物語卷五十一文行）流された頼朝は「二十余年の春秋を」送つたけれどもそのまま一介の流人として消え去ることは出来なかつた。伊豆において「当国豪傑」北条時政の知遇をえた頼朝は、以仁王の令旨到来とともに平氏打倒へ立上つた。しかし拳兵当時の頼朝は、前記以仁王の令旨と源氏の正統であるという潜在意識以外の何物ももたなかつた。ところが石橋山の後、千葉常胤をはじめとする東国諸豪族をみずからの傘下によびこむことに成功し、富士川に平氏を一蹴し、敗走する平氏を追つて上洛を企てたのを千葉・三浦などという東国有数の大豪族にいさめられた時、頼朝は何を考えさせられたか。自分が彼等東国諸豪族の気持をはつきりつかんでいなかつたこと、そして彼等を自己の足下にしつかりと統制・支配する必要を痛感したのであろう。それでは彼等東

国諸豪族の本心はいずれにあつたのだらうか。石母田氏は一東国の豪族や武士団にとつては、だれが京都で政権をとろうと、宗盛・義仲・頼朝のどれであろうとそれ自体関係のない問題であつた。彼らにとつては、本領が安堵され、領家・本家の莊園がなくなり、国役賦課が免除され、できれば戦争によつて恩地の給与にあずかるというのが、その領主制の本質からくる階級の要請であつて、現実にはそれがそれを実現するかは問題ではないのである」とのべ、それが故に八幡太郎以来の源家累代の郎党・家人でありながら、平氏が強盛になればすぐにその家人となつたりするのである。かくのごとき傾向が強いため、ことさら彼等東国諸豪族を十分に統制・支配する必要があり、それなくしては唯伏二十年の目的を達成することが出来なかつた筈である。それにはある種の政治機関を必要とした。そして一部豪族の希望によつて、侍所なるものが幕府最初の政治機関として発足したのである。

鎌倉幕府の侍所は、治承四年十一月十七日に頼朝が和田義盛を侍所別当に補したにはじまる(吾妻鏡)。すなわち幕府最初の政治機関であり、御家人統制をその根本職務とする^(同日条)と大抵の書物はこう規定している。しかし侍所創設に關して幕府記録たる吾妻鏡はあまり多くを語らない。すなわち又和田小太郎義盛補侍所別当。是去八月石橋合戦之後。令赴安房国給之時。御安否未定之處。義盛望申此職之間。有御許諾。仍今日閣上首。被仰云々。とあるを見れば、侍所創設事情が大略分るものと思われ

る。頼朝が和田義盛の希望通り恩賞として侍所別当に補し、これが侍所の(鎌倉時代の)発端となつたのである。しかも頼朝が石橋敗戦の後「掉扁舟」して海路安房にのがれた時——これは拳兵以来最大の危機であり、父義朝にはぐれて雪の中をさまよつたあの平治の敗戦のことがおそらく彼頼朝の脳裏をかすめたであらう。このような時に義盛は侍所別当職をのぞんだのである。頼朝が拒否するはずがなかつたことは容易に理解できる。義盛がこの職をのぞんだということとは、頼朝が恩賞として別当職を義盛にあたえたことを共に注意すべきことである。これは幕府初期の侍所を知る上に重要な意義を有するのであつて、これについては源平盛衰記^{卷二}の記事が前記吾妻鏡の記事を補つてあまりあり、さらによりその真相をつたえている。

和田小太郎申しけるは、『殿原今は泣き歎きて其の詮なし(中略)君かくて坐せば、今は真に一入思ひ入れて、平家を亡ぼし本意を遂げて、君の御代になし參らせ、莊園を賜はり國を知行せん事を評定し給ふべし、食を願はば器と云ふ下説の喩へあり、君もとく々々莊々を分け賜はり候べし、中にも義盛には、日本國の侍の別当を賜はり候へ、上総守忠清が、平家より八箇國の侍の奉行を賜はりて、甞しかしづかれて気色せしが、余りに羨ましかりしかば兼て申し入るるなり、他人の競望あるべからず。』とぞ申しける。

これによれば、義盛は当時(少くとも頼朝拳兵時)坂東八箇國の侍奉行職保持者であつた藤原忠清の勢威をうらやんで

もし頼朝が世に出たならば、自分も忠清のような地位——日本国の侍の別当にしてくれとたのんだのであつた。これに對し頼朝は「世にあらば左右にや及ぶべき、されども早し。」(源平盛衰記卷二十二)とて一笑に附さなかつたことは前述した通りである。それでは義盛の羨望した坂東八箇国の侍奉行職とはいかなる内容をもつていたのか以下実例をあげて説明していく。

(A) 東国(坂東の)諸豪族視の動靜監(吾妻鏡治承四、八・九条)

景親在京之時。對_二面上總介忠清平家侍之際。忠清披一封書狀。令誦聽于景親。是長田入道狀也。其詞云。北条四郎。比企掃部允等。為前武衛於大將軍。欲頭叛逆之志者。誦終。忠清云。斯事絶常篇。高倉宮御事之後。諸国源氏安否可_レ糾行之由。沙汰取中此狀到著。定有子細敷。早可_レ覽相国禪閣之狀也云々。

(B) 軍奉行(平家物語卷五、富士川)

上総守申けるは、『福原を立せ給し時、入道殿の御定には、軍をば忠清に任せさせ給へと仰候しぞかし(中略)』あはれ大將軍の御心の延させ給たる程、口惜い事候はず。今一日も先に討手を下させ給ひたらば、足柄の山越えて、八箇国へ御出候はゞ、畠山が一族、大庭兄弟、などか參らで候べき。是等だに參りなば、坂東には靡かぬ草木も候まじ。』と、後悔すれども甲斐ぞなき。

(C) 論功行賞(源平盛衰記卷十五、一南都騒動始めの事)

上総守忠清、相国禪門に申しけるは、『今度の合戦の

高名、足利太郎忠綱が宇治川の先陣の故なり。向後の為に、勸賞候べし。』と細々申しければ、入道大きに感じて忠綱を召し、『宇治川の先陣返すく神妙、勸賞乞ふに依るべし。』と宣ふ。

史料的な制約もあつたが、ともかくも忠清の有した坂東八箇国の侍奉行職の内容を示す実例を三つ抽出した。(A)は大庭景親が在京の折節忠清に對面したときの模様を、佐々木秀義との對話という形式で吾妻鏡は伝えている。これによれば頼朝拳兵は事前に平氏に露見している。それはともかく、忠清が景親に對し頼朝謀叛の内容をもつた長田入道の書状をつきつけて、その責任を追求しているさまがうかがわれる。文中「忠清云」以下の記事にはなにも景親叱責のことは直接みることは出来ないが、石橋山のときに先頭に立つて頼朝に對したことを思い合わせれば、責任追求といふことは充分ありうると思われる。これは平時における侍奉行職の機能をよく示しているものといえよう。

(B)は忠清が非常時においては軍奉行として、全責任を清盛からあずけられて出陣している。これに関する史料はこの他二・三見られる。(C)は忠清が戦陣における論功行賞に重要な役割を果たしている。以仁王追討のとき、忠清は(B)に見えるごとく軍奉行としてこれに参加した。このとき足利一門——ことに忠綱の活躍がいたく忠清をひきつけたのであろう。そして忠綱の功を清盛に進言したのである。ところがこれを聞いた足利一門の面々十六人が連署して清盛に愁訴に及んだ。これなどは東国豪族の性格を知る

のに恰好の史料である。いづれにせよ忠清が論功行賞に重要な発言権を有していたことは事実である。

次にこのような坂東八箇国の侍奉行職保持者たる藤原忠清とはいかなる人物であるか。なにも坂東八箇国の侍奉行職保持者だからといつても、必ずしも東国に在住したのではなく、むしろほとんど在京していたようである。忠清に関する史料（源平盛衰記・平家物語・吾妻鏡）を見ても彼が東国在任を裏付けるものは見出せない³³。その本貫は伊勢ではないかと思われる（吾妻鏡文治元・五・十條）。吾妻鏡・保暦間記によれば忠清は上総介となつており、平家物語には上総守、源平盛衰記には両様が使われているが、この場合吾妻鏡に従う。彼は富士川ときには平家の侍大将として出陣、その敗軍の責任を問われた時、主馬判官盛国は忠清十八才の昔鳥羽殿宝蔵に逃げこんだ五畿内一の悪党二人をただ一人にて討捕えたことをのべ、「今度の不覚は、徒事とも覚え候はず。是に附ても、能々兵乱の御慎候べし。」（平家物語卷五）とかえつて苦言を提し弁護せられたことや、以仁王の令旨により山門南都同心のことが聞えた時忠清は「されば先づ貫首に仰せて山門を制し、内々三千の衆徒を許り有むべきなり。いかなる者も財に耽らぬ事はある。殊に山法師は、許り安きものぞ。」（源平盛衰記卷十四）といつて事態を善処するよう要望した。その觀察力の鋭さ、また鹿谷の謀議に参加した成親を郎等たる経遠・兼康などがはげしく責めるのを見た重盛をして、「哀れ景家、忠清などならば、いかに仰せを承りたりともかくはよもあらじ、かた田舎の者はかゝる

ぞとよ」（源平盛衰記卷五）と嘆せしめたほどであるから、これから推しても、忠清が坂東八箇国の侍奉行職保持者としてふさわしい人物であつたことがうかがえる。養和元年二月清盛が死んだとき、忠清は出家し第一線から身をひいたようである（平家物語卷七）³⁴。したがつて忠清の有した坂東八箇国の侍奉行職も、自然消滅という形になつた。文治元年五月十日志摩国にて捕えられ、京都に送られ、同十六日六条河原において梟首された（吾妻鏡各・同日条）。忠清の死因は源平盛衰記によれば、子息忠綱とともに寿永二年北国で討たれたとあるが（同事卷三十）³⁵、平家物語には、北国で子息が討たれたのを聞き悶死したとあり（同書卷七）³⁶、いづれも信ずるにたらない。侍所の源流については他日を期したいと思う。

二、侍所の構成・機能

従来侍所を研究の対象にした論稿は、佐藤進一氏『鎌倉幕府訴訟制度の研究』を除けばほとんど見当らない。すでに一応のことは佐藤氏が研究されているが、それは制度史的な立場からのもので幕府中期以後を中心としており、幕府初期（頼朝在世中）についてはあまりふれていない。したがつて幕初における侍所の政治的性格の究明は十分とはいえない。立派な幕府記録も存在するのであるから、決して等閑に附さるべき問題ではないはずである。本項ではまず侍所の構成について、次にその機能——活動状況を比較的詳細に分析してみた。

前節に引用した吾妻鏡の侍所創設事情には、侍所の構成

については明記されておらず、はなはだ不明確なものがあ
る。創設当初は別当・所司各一人とそのおのの家人・
郎従でもつて構成されていたようである。一時建久年中に
別当・所司が入れかわつたり、また同五年には著到のこと
は別当・所司が故障であるときにかぎつて大友能直をその
補助人とすると定められたけれども、これ以外大体におい
て創設当初とその構成要素はかわりないと考えても差支え
はないだろう。

侍所の機能——職務について佐藤氏は「侍所の活動をそ
の後の史料に徴すれば、鎌倉殿出陣上洛の爲め、御家人が
召集された時、その著到を司り○吾妻鏡治承四・十二、文治元、軍
陣の軍目付に任じ。○同上文治元
同六・十五、等である。すなわち一言以てすれば、御家人の統
制を以て根本職務としたと言ひ得るであろう」(二三〇頁)と
のべている。しかしこの六例をよく吟味すれば、建保六年
七月廿二日に規定された侍所の管轄事項から類推してい
つたものと思われる。吾妻鏡同日条に次のごとくある。

被定侍所司五人。所謂式部大夫泰時朝臣為別当。
相真山城大夫判官行村。三浦左衛門義村等。可奉行
御家人事。次江判官能範者。可申沙汰御出已下御所中
雜事。次伊賀次郎兵衛尉光宗者。可催促御家人供奉
所役以下事云々。武州奉仰。各被觸廻云々。

建保六年というのは実朝暗殺の前年であり、北条執権政治
は内部的に歩一步その基礎が固められていた時である。こ
こに規定された事柄から類推するのははなはだ結構なこと

ではあるが、何分幕初とは政情も大いにことなつており、
したがつて侍所の活動状況も一様ではない。なによりも私
は一切の規定とか概念を白紙にもどして、素直に侍所の活
動を示す史料にあたつてみた。以下便宜上頼朝在世中(幕
府初期)における活動期間を三期にわけてその活動状況を
表示してみよう(吾妻鏡を中心に大日本史料その他で補つた)。

第一期(拳兵——寿永三年) 文字通り草創期でまた治承・
寿永の内乱期にもあたり、御家人統制をその根本職務とす
るのであれば、侍所は相当な活躍をしても不思議なこと
はないが、第一表を見ればそれを肯定するわけにもいかない
(ここに侍所以外というのは、侍所が奉行していることを他の有力
御家人が奉行したことを意味する)。とりたてていうほど顕著
なことはないけれども「召預」というものには注意しな
ければならない。召預りというのは罪人一時預りのことで、
頼朝の命令によることはいうまでもないが、なかに旧縁
をたよつてみずから進んで召預かられに来る者もあつた

第一表 (拳兵一寿永三年)

項目	件名		
	召預	著到	臬首
A	3	1	3
B	12	0	9

A 侍所

第二表 (文治元一五年)

項目	件名				
	軍奉行	著到	召預	実検	警固
A	3	3	2	2	1
B	0	0	18	0	3

B 侍所以外

第三表 (建久元一九年)

項目	件名		
	警固	召預	臬首
A	13	5	5
B	0	5	4

(平家物語卷七)。侍所の召預りの典型的な一例を示しておこ
う。(吾妻鏡養和元・正一六条)

工藤庄司景光生取平井紀六。是去年八月早河合戦之時。害北条三郎主之者也。而武衛入御鎌倉之後。紀六逐電。不知行方之間。仰駿河伊豆相摸等之輩。被搜求之処。於相摸國雙毛辺。景光獲之。先相具參北条殿。即被申事由於武衛。仍被召預義盛訖。但無左右不可梟首之旨被仰付之。糺問之処。於所犯者令承伏云々。

罪人を捕えるとは何はさておき頼朝にその旨通知するものであるが、この場合一足先に北条時政に通知している。それは文意によると、罪人たる平井紀六が時政の子宗時を早河合戦の時に討つたのであり、桓武平氏系図(統群書類從)にも「宗時三郎頼朝出張時討死」とあつてそれが討死を裏付けることが出来る。北条氏以外の御家人であれば、上記のような事——つまり被害者の一族縁者にそれが加害者を頼朝より先に披覽するということは考えられない。通知を受けた頼朝はこれを侍所別当たる義盛に召預けており、勝手に成敗することを禁じている。これは草創期の侍所の性格を知る上に忘れてはならないことである。頼朝の命令なしに侍所の一存で成敗することが出来ないということは、単なる囚人預り機関の様相を呈するのである。これは幕府初期(頼朝在世中)においては一般的なことであつた。しかもその囚人預りということすら侍所以外の有力御家人が奉行したことが多かつたのである。また成敗(主に梟首)に

際しても、頼朝は侍所とは別に実検使を送つたのである(吾妻鏡養和元・七・廿一条)。でないとは大庭景義のように、その預り囚人の成敗を命ぜられておりながらもそれを実行せず、かえつて頼朝には成敗の旨通知に及び、囚人をひそかに助命したというようなことも起るのである(建久元・八・廿三)。侍所以

外の有力御家人がいかに多く召預りということを奉行したかは、当時の東国豪族の族的構成を考えればうなづけよう。伊東祐親が捕えられた時、その駕たる三浦義澄がこれを申し預からんことを申出(同書治承四・一十九条)、木曾四天王の一たる樋口兼光が梟首に及ばんとき、親昵の間柄にある武蔵国児玉党の面々が、自分達の勲功にひきかえてまでも兼光の命を救わんとしたかにかがうことが出来る(二条、平家物語卷九「編」)。また文治元年七月平氏一族の前筑後守貞能が宇都宮朝綱をたよつて東国にやつて来た。貞能はすでに出家していた。朝綱はこれを頼朝に言上して自分が申し預からんとした。しかるに頼朝は許さなかつたので朝綱は「後日若彼入道有企反逆事者。永可令断朝綱子孫給」と言葉鋭くつめよつたので頼朝もついにそれを許したのである(吾妻鏡同)。この他源平盛衰記卷二十三(「頼朝鎌倉入り勅賞附」七目条)。この他源平盛衰記卷二十三(平家の方人罪科の事)にも見られる。かかる情勢と召預り期間中の囚人の衣・食・住すべて預主が負担し面倒を見たことから考えても、囚人すべてを侍所に預置ということは不可能であつた。預主は囚人を自宅に置いたのであつて、幕府直厲の留置所というようなものではなかつた。したがつて囚人も比較的自由であつたということが出来る。それ故和田氏に匹敵するかそれ

以上の有力御家人でなければつとまらず、侍所以外の有力御家人が多く召預けを奉行したのも容易に理解出来たかと思ふ。第一期における侍所の活動の特色は、わずか三例ではあるが召預けに象徴されるように、囚人預り機関といふきわめて消極的な面が強かつたといふことが出来る。反面これのもつ意義を軽視してはならない。建久四年五月廿八日有名な曾我兄弟が工藤祐経を富士野に倒した時、祐経とともに備前国の住人吉備津宮王藤内という者が曾我兄弟に討たれている。なぜ彼が祐経とともに討たれたのか、それについて吾妻鏡は次のように物語っている。

依与于平家家人瀬尾太郎兼保。為囚人被召置之処。属祐経謝申無誤之由之間。去廿日返給本領帰国。而猶為報祐経之志。自途中更帰来。勤盃酒於祐経。合宿談話之処。同被誅也。

これによれば王藤内は一度は囚人として召預けられたけれども、祐経のとりなしによつて許され、あまつさえ本領も返還されたので帰国したのであるが、『為報祐経之志』途中でひきかえして富士野の宿所へやつて来て談話の最中に討たれたのである。王藤内が誰に召預けられたか明記されていないが、祐経に召預けられたものと考える。なぜならば囚人として召預中は他所のものと自由に口を聞くことは出来ない。祐経にそのとりなしを依頼したのであるから、祐経に召預けられていたものと考えて差支えないだろう。この場合王藤内が預主祐経に対しその厚恩を感謝し、それに報いようとしており、召預け以前の状態より両者は密接

な關係を結ばんとしている。頼朝死後侍所が北条氏の有力な對抗馬となつたのも、召預けを通じて結ばれた特殊な關係を全然無視してしまふということも出来ないだろう。

第二期(文治元—五年) 第一期にくらべてその活動範圍が少しく広くなつてきている(第二表参照)。この期には二

つの大きな合戦があつた。一は治承・寿永の源平合戦に終止符を打つた戦であり、他は鎌倉幕府をして一応全国的政権たらしめた奥州征伐である。それからあらぬか侍所にはあらたに軍奉行なるものが登場して来た。頼朝は弟範頼・義経を西海に派遣するときに、和田義盛・梶原景時をおのの軍奉行としてつけている。吾妻鏡に「凡和田小太郎義盛与梶原平三景時者。侍别当所司也。仍彼發遣舍弟両將於西海之時軍士等支為令奉行」(四、廿一条)とあるが、とくに義盛・景時は「侍别当所司也」故に軍奉行に任ぜられたことは注意すべきことで、第一期においてはたびたび戦があつたけれどもこのようなことはなかつた。それは平時において必然的に供奉警固ということにあらわれてくるのである。文治元年九月勝長寿院供養のときに義盛・景時がそれを警固しており、第一期のそれは侍所以外の有力御家人三浦・畠山・大庭などの各氏であつた(五、一条)。このときすでに侍所は存在していたが、それに従事することを得なかつた。この供奉警固は以後侍所の独占的なものとなつたのである(第三表参照)。二つの大きな合戦があつたせいか実検(首実検)などもあらわれたが、この内には有名な義経の美酒にひたせる首実検も含まれている。また侍所以

外の召預りが十八例もあるのはこれまた合戦の影響であろう。この期の特徴としては軍奉行・著到・実検など合戦の影響によるものが少くないことである。軍奉行のごときは直接現地へ赴いて主將の補佐・諸將の目付をなすものであつて、恩賞などにも関連するきわめて重要な役目で、それは召預けなどより積極的な意味をもつていた。この点からも侍所の存在が少しづつ御家人の間に認識されはじめたということが出来るのではないかと思う（後述）。所司たる景時の義経排斥や、奥州征伐の時安芸国大名葉山介宗頼は伊沢五郎の催促に応じ駿河国迄やつて来たところ、頼朝はすでに出発したことを聞きそこから帰国してしまつた。これを知つた景時は合戦後「無誠御沙汰者。自今以後。傍輩之所思如何」と頼朝に言上したので、宗頼は所領を没収されてしまつた（同書文治五、十、廿八条）。これなどは景時の性質にもよるであろうが、その存在を認識させるに効果のあつたことは否定出来ないだろう。侍所の存在が少しでも認識されはじめたということは、とりもなほさず侍所の活動範囲が限界はあるけれども徐々に浮き彫りにされはじめたということに直結するのではないだろうか。

第三期（建久元・九年） 鎌倉幕府も建久に入ると一応安定してきた。建久三年には頼朝期待の征夷大将軍宣下があり、幕府組織も形式的に整備され、建久元・六年の両度にわたつて上洛もしている。また侍所別当・所司が入れかわつたことも忘れてはならない。建久五年五月には侍所著到のことは別当・所司に故障のあるときには、寵臣大友能直

をしてその補助人たらしめていた。ということはこの期には侍所も相当活動が顕著であつたことを思わせる。第三表を一見して見えることは、この期にいたつてようやくその活動範囲がはつきりとしてきたのではないだろうか。二度の上洛に侍所別当・所司がそれぞれ先陣・後陣の各隨兵をひきつれ供奉警固に従事したこと——それは第二期におけるがごとき侍所の存在をはつきりと認識させたものに他ならない。それと共に警固（この中には狼藉中止を二例含む）が圧倒的に多かつたというのも、前述のごとく戦時における軍奉行なるものが、平時においては必然的に將軍の隨兵供奉・警固という面にあらわれてきたものと思われる。警固の十三例を検討するに、再度の上洛——それに附隨する石清水その他參詣などにおけるものが大部分を占めており、かような公的な場合に、侍所がその警固に従事したということは決して軽視されるべきものではない。さきに警固としてあげた十三例のなかに狼藉中止を二例含むものべたがその一例に見逃すことの出来ないものがある。建久二年九月廿一日頼朝は稲村崎を遊興のみぎり、雑色沢重と公事奉行入平盛時の所従とが喧嘩して、即座に義盛郎従に捕えられた。大切なのは義盛の郎従が即座に捕えたことで、義盛自身はいうまでもなく、その郎従にまで侍所であるという自意識がみられる（吾妻鏡、同日条）。これは今迄にないことで、侍所別当・所司はむろんその所従がいかなる所でもそのような狼藉現場に居合せたら、それを自らの手で鎮めることが出来たことを暗示しているのではないだろうか。要するに第

三期の特色は、第二期のそれを一歩おし進めたものであり、二度の上洛という大事を足場にその職掌をかためて行き、侍所の存在をより普遍的ならしめた点に認められる。

以上幕府初期の侍所の活動状況についてのべたのであるが、それが活動範圍は源平合戦・奥州征伐や二度の上洛という大事のたびごとに拡がり、その機能も召預——軍奉行——供奉警固という線にそつて一応定形化されたということが出来よう。ここで前節「侍所の系譜」でのべた坂東八箇国の侍奉行職を想起していただきたい。平時にあつては武士団の動靜監視、非常時においては軍奉行に任せられるをその主内容とする侍奉行職と、今のべた鎌倉幕府の侍所の機能とを比較して見るに、系譜的な『タテ』のつながりがみられる。内容的にもきわめて類似しており、後者は前者をそのまま受けついでといつても過言ではないほど連続しているのである。それ故吾妻鏡に記された侍所創設事情には単に「和田小太郎義盛補侍所別当」とあるだけで、その機能については全くふれていないのである。前記源平盛衰記所引の和田義盛の言葉をみれば、それがうなづけるものと思う。保元・平治の両乱で一応中央政界から源氏の勢力は追放された。それから平氏の時代となるのであるがその間東国——ことに坂東における源家累代の家人も上京して大番役をつとめた。彼等は上京すれば平氏家人の一たる藤原忠清のもとへ著到に行かねばならなかつた。坂東においてその名をはせても、上京して忠清の前に出れば顔色なかつたことは前記吾妻鏡所引大庭景親と佐々木秀義の対

話の中にも察知することが出来る。彼等にとつて忠清にうとまれるということは、みずからの在地における支配を失うこと（形式的に）であつた。西国に基礎を置く平氏がいかに中央で権威をほしいままにしても、辺境に住む豪族にまでその支配を及ぼすことは出来なかつた。この点をしっかりと認識しておれば、東国において彼等のみの政権を樹立することがあるいは可能であつたかも知れないが、彼等のもつ孤立分散的な性格が、頼朝という恰好の利器を得ても、以仁王の令旨を得なければ立てなかつたのである。挙兵当時以前から自らは大番として在京することがなくても一族からその有様を聞き、忠清の勢威をうらやんだのは一人和田義盛のみではないだろう。挙兵当時三浦氏（和田は三浦一族）の果した役割によつて、和田義盛のみが坂東八箇国の侍奉行職保持者にならつて侍所別当たりえた。義盛の望んだものが忠清の坂東八箇国侍奉行職であり、すくなくとも坂東八箇国の豪族には忠清の有した侍奉行職なるものについて、多かれ少なかれ知識はもつていたものと思う。それ故吾妻鏡には侍所の機能については一言もふれなかつたのである。ふれなかつても「補侍所別当」ということは何を意味するか坂東諸豪族にとつては周知のことであつたらう。先に第一期（挙兵—寿永三年）と規定した期間に、頼朝は坂東八箇国をふくむ東国に自己の政権を樹立した。このとき頼朝の中心勢力は東国豪族であり、したがつて侍所も東国にしか及ばなかつたのである。ところが第二期（文治元—五年）に入ると平氏追討・奥州征伐などいう大

規模な遠征がおこなわれ、ことに奥州征伐は鎌倉幕府の総仕上げであつてそれに参加した御家人は諸国から集まつたであろう。このとき起つた安芸国大名葉山介宗頼の所領没収事件(喜妻鏡文治五・十・廿八条)は侍所所司梶原景時の進言によつてなされ、しかも相手が西国御家人である点注目される。また文治元年平氏滅亡とともに、西国御家人の交名を義盛をして注進させている(同書文治元・五・八条)。これなどは西国御家人に侍所が何たるものかをよく示したものと思う。こうした二度の遠征によつて一応は普遍的になつたかも知れないが、東国以外の地方にはまだその印象が強くなかつたことだろう。それが公的なもの(私に對するのではなく局部的なものに對する意味)になるためには、次の第三期における二度の上洛にまたねばならなかつた。それはあたかも、くずれつあつた古代国家権力にわずかにつながるものが、一枚の紙に墨書したものを得てはじめて自己を正統なものとして挙兵出来たのと同じことであるといえよう。

三、義盛から景時へ

建久三年従来からの侍所別当・所司が入れかわつた。別当には景時が、所司には義盛がおのおの任せられた。この弁舌巧みな景時が侍所別当に任せられたことは、それが頼朝寵臣であるだけにことさら興味を感ずるのである。梶原景時については今更多言を要しないが、彼が初対面で頼朝をして「雖不携文章巧言語之士也。專相叶賢慮」といわしめた程であるから、よほど弁舌に巧みであつたのだら

う。そして頼朝は早速景時をして侍所所司に補したのである。事情はどうあろうとも一度は敵対した人間をかような地位につけるといふことは破格のことであつたろう。景時がいつ所司に補されたかは明言出来ないけれども、養和元年七月廿一日和田義盛とともに罪人成敗を鶴岡若宮造管を忘れて奉行しようとしており、この時にはすでに所司ではなかつたかと思われる(喜妻鏡・同日条)。建久三年前述のごとく別当である和田義盛が親の忌服のため家にひきこもると、景時はただちに別当職を懇望して以後誅滅にいたるまでその職にあつた。義盛はその間別当職回復運動を起さなかつたようである。恩賞として与えられた別当職を奪われるのを手をこまねいて傍観していたのであろう。頼朝もなぜ恩賞として与えたものを、いくら不幸中だといつても請にまかせ景時に与えたかということには一面頼朝らしからぬものがある。義盛は頼朝に對し実直ではあつたろうが、景時ほどの政治的頭脳がなかつた。奥州征伐の時、仙台附近の名取川にさしかかるや頼朝は「我ひとり今日のいくさに名取川」と詠ずるや、景時は「君もろともにかちわたりせん」と即座に下の句をつけるほどの機智に富んでいた。景時も義盛同様頼朝に忠実であつた。しかし景時は御家人の動靜には常に気を配つており、時にはそれが『ざん言』というケースをたどつたとしても頼朝には直通であつた。文治四年六月五日洪水のため勝長寿院前の橋が流されたとき、当日の宿直であつた飯田次郎が郎従とともにその橋を押しとどめた。これをたまたま見た景時は早速その旨を頼朝に言

上し、飯田次郎は賞にあずかつたことがある(吾妻鏡 同日条)。これでもわかるように、景時は決して「ざん言」を事としたのではない。善行もまた報告しており、頼朝が重用したのも無理からぬことである。また建久六年二度目の上洛中に、洛中六条大宮辺において三浦義澄の郎党と足利五郎の所従が争つたとき、和田義盛は侍所所司であるにもかかわらず佐原義連などと義澄の旅宿にはせ参じ、足利は縁者たる小山朝光以下多数がその旅宿に集り、今にも乱斗の起りそうな気配になつたことがある(同書建久六年 五・十五條)。頼朝は別当景時を両方につかわして仲裁したが、御家人統制を原則とする侍所が一族の大事とはいへ、そう軽々しく行動するのは好ましくない。これは三浦一族という族的結合の強さがそうさせたのであろう。しかし頼朝がいかに景時を重用しようとも、恩賞として与えたものはよほどの落度がなにかぎり他人にゆづらせるということはない。この前後義盛にはさしたる落度はみとめられない。(ここからは私の考えを飛躍させてみたい)そうすると頼朝は何か適当な口実を見つけたに違いない。ここで再び前記源平盛衰記所引の和田義盛の言葉を吟味してみよう。「中にも義盛には、日本国の侍の別当を賜はり候へ」とある点に注目しよう。鎌倉幕府が一応全国的政權となつたのは、奥州征伐を経て將軍宣下の頃(建久三年)といわれている。建久三年には一応鎌倉幕府が全国的政權となり、侍所の存在もこの頃ようやく普遍的になつてきたことは前にものべた通りで、さすれば義盛が「日本国の侍の別当を賜はり候へ」との願はここにおいて

一応達成されたことになる。ところが頼朝もさるものにて義盛を侍所から切離すことなく、所司に落着けて彼の不平を少しでも軽くしたに相違ないだろうか。別当という名にあがれそれに満足した義盛——私的ではあるが常に御家人の動靜察知につとめた景時——恩賞として与えた別当職を景時にゆづらせたのも、畢竟するところ頼朝の意向のあらわれにはかならなかつたのである。この建久三年をさかに侍所には頼朝の意志が強く反映されたものと思う。それをさらに強めたのは、建久五年五月に侍所著到をつかさどるために大友能直がその補助人になつたことである。能直は中原親能の猶子であつた。中原親能は頼朝拳兵直後すでに頼朝と何らかの連絡があつたらしく、百鍊抄に「前中納言雅頼卿追捕。是彼家人前齋院次官親能。与頼朝有由来。為召取之」(同書治承四年 十二・六條)とあり、頼朝と因縁浅からざるものがあつて、能直も頼朝に寵用されていた。侍所のような状態は頼朝在世中続いたのである。頼朝在世中の侍所の性格を知るには、どうしても義盛にとつて代つた景時を究明しなければならぬ。景時を従来のように単なる悪者扱ひすることなく、その活動は再評価しなければならぬ。

おわり

思うに幕初における侍所の性格は、そのときどきの別当により代表されていたものと思う。侍所の活動を示す史料を見て、義盛は警固・狼藉鎮庄を、景時は御家人動靜監視をおのおのその任務としていたようである。源平合戦を

頂点とする古代から中世への過渡期の全国的な内乱状態の終結までは、多分に武断的なものが必要であつたかも知れないが、一旦内乱が終結に至り平静になると、もはやそこには内乱を未然に防止する要素が必然的に要請される。その要素とは何か。御家人の動静察知につとめ、武断的な義盛に代つて登場した頭腦的な景時を想起すればよい。景時の登場こそ頼朝の望むところであり、幕初における侍所の性格を象徴しているかのようである。しかし景時は任務遂行に際し、私的な面を多分に有したために、御家人に怨恨を内在せしめ離反のうき目を見なければならなかつた。それは頼朝死後爆発し、將軍独裁政治における重要な一つの足場はもろくもくずれさり、北条氏の抬頭をより容易ならしめたのである。(昭和三十三年一月十二日稿了)

註

(1) 古代末期政治史序説下 四三〇頁。
(2) 源平盛衰記上 (校註日本文学) 七六八―九頁。三浦周行

「武家制度の発達」(統法制史の) 六七四―五頁。
(研究所収)

(3) 吾妻鏡文治二・三・十二条に
(前略) 又関東御知行国々内乃實末濟庄々注文被下之。今日到来。召下家司等可下催促給之由云々。

注進 三箇国庄々事等 下総 信濃 越後

(中略)

信濃国

(中略)

元左大弁師能領 近年忠清法師領

大穴庄

(後略)

とあつて、非合法的にもせよ信濃国に所領を有していた形跡がある。

本稿では東国と坂東を混用しているが、坂東はあくまでも東国の一部である。尚鎌倉時代における東国の概念については石井良助氏「東国と西国―鎌倉時代における」(国家学 六六・三合併) を参照せられたし。

(4) 最近竜爾氏は「鎌倉幕府侍所考」(日大史学会) と題する小論を発表されたが、これはわずか四頁にもみないもので、侍所に対する氏の覚書ともいうべきものである。

(5) 大森金五郎著「梶原景時に就いて」(歴史地理) 五二頁。
(6) 能直の出自については諸説あつて容易に決しがたいが、外山幹夫氏はその論文「守護大名としての大友氏の性格について」のこの註(一)において「能直については、頼朝庶子説の他、三浦氏輩の子、更には近藤能成の子と三説あるが(編年大友史料正和以前五四号、七四号其他参照)、この断定には極めて困難であるが、頼朝の庶子でなかつたにしても、彼が頼朝の寵臣であつた事(吾妻鏡文治四・十二・十七条)から、後、頼朝と擬制的血縁関係を結ぶ事となり、親子関係が成立したと思われる」(ヒストリア十) とのべている。

(関西大学大学院学生)

《あとがき》

この小稿は昭和三十二年度学部卒業論文として提出したものである。本稿作成にあたり魚澄惣五郎博士をはじめ横田健一・有坂隆道・蘭田香融諸先生の御指導にまところ大なるものがあつて、上記諸先生に謝意を表するとともに、かえりみてもみずからの不学を深くおわび申し上げる次第である。